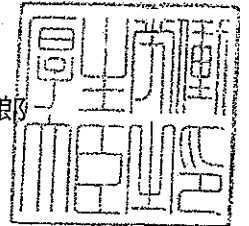


厚生労働省発食安第0213001号
平成18年2月13日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法(平成15年法律第48号)第24条第1項第1号の規定に基づき、
下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会
の意見を求めます。

記

食品衛生法(昭和22年法律第233号)第7条第2項の規定に基づき、次に掲げ
るアガリクス (*Agaricus blazei* Murrill、別名カワリハラタケ) を含む製品について
食品として販売することを禁止すること。

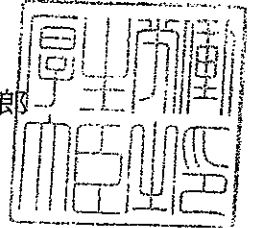
製品名：キリン細胞壁破碎アガリクス顆粒
販売者：キリンウエルフーズ株式会社



厚生労働省発食安第0213002号
平成18年2月13日

食品安全委員会
委員長 寺田 雅昭 殿

厚生労働大臣 川崎 二郎



食品健康影響評価について

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第3項の規定に基づき、下記事項に係る同法第11条第1項に規定する食品健康影響評価について、貴委員会の意見を求めます。

記

次に掲げるアガリクス (*Agricus blazei* Murrill、別名カワリハラタケ) を含む製品の安全性について

1. 製品名：仙生露顆粒ゴールド
販売者：株式会社サンドリー
2. 製品名：アガリクス K₂ABPC 顆粒
販売者：株式会社サンヘルス